

「塩竈シティプロモーションロゴマーク」募集要項

1 目的

塩竈シティプロモーションに活用するロゴデザインを募集します。決定したロゴデザインは、塩竈市民のシビックプライドの醸成と、多くの人に塩竈特有の豊かな地域資源や海に育まれた美食、その恵みを体感できる魅力的なライフスタイルなど、多くの人に選ばれた塩竈ブランドを構築するためのシンボルマークとして、広く活用します。

2 応募資格・提出方法

(1) 応募資格・応募点数

- ・年齢、性別、資格、経験等の要件はありません、どなたでも応募できます。

未成年者が応募する場合は、親権者等（法定代理人）の同意（署名）を得たうえで応募してください。

- ・応募数は1人3点まで。

(2) 提出方法

- ・郵送・持参・電子メールのいずれかで応募してください。

【提出先】〒985-8501 宮城県塩竈市旭町1番1号

塩竈市 市民総務部 秘書広報課 市政情報係

Eメール：sisei@city.shiogama.miyagi.jp

(3) 提出様式

- ・下記「応募用紙」および「ロゴデザインのデータ」の2点を提出してください。

応募用紙：別紙「塩竈シティプロモーションロゴマークデザイン応募用紙」

- ・ロゴデザインのデータ：(印刷した場合A4に収まるもの)

※提案デザインひとつにつきPDF形式とイラストレーター形式でそれぞれ提出してください。

- ・応募用紙は、塩竈市秘書広報課市政情報係の窓口を設置するほか、市ホームページからダウンロードできます。
- ・応募用紙に必要事項（デザインコンセプト（200字以内）、応募者の氏名、生年月日、住所、連絡先など）を記入してください。
- ・1人で3点まで作品を応募することができますが、1作品ごとに応募用紙1枚を使用いただき、必要事項を記載してください。
- ・作品はグラフィックソフト（adobe イラストレーター）により作成したベクター画像のものとし、手書き作品をスキャンしたものや写真、ビットマップ画像などでの応募の場合、採用候補から外れる場合がありますので、ご了承ください。

(4) 提出期限 令和3年10月31日（日）まで ※締切当日消印有効

3 デザインの条件

(1)基本条件

- ・塩竈特有の魅力を表現し、親しみやすく、印象に残るデザインであること。
- ・絵柄（シンボルマーク）と「塩竈」の文字（横書きのロゴタイプ）を組み合わせる文字図体一体型のデザインとしますが、絵柄（シンボルマーク）のみでも使用可能であること。

- ・ 絵柄（シンボルマーク）と「塩竈」の文字（横書きのロゴタイプ）の配置、色数は不問、ただし、単色・モノクロ、拡大縮小での使用にも対応できるデザインとすること。
- ・ 応募作品は未発表で、応募者のオリジナルであること。
- ・ 著作権、その他の権利を侵害しないもので、公序良俗に反しないものとする。

(2)使用方法

本ロゴマークは、市が使用基準を判断いたします。市の許可を得た企業、団体、市民などには、申し込んだロゴマーク・データを送り、無料で使用できるものとします。

(3)制作にあたっての注意事項

以下に該当するものは審査の対象外となりますのでご注意ください。

- ・ 応募用紙、ロゴデザインデータなどに不備があるもの。
- ・ コンセプトに応募者が特定できる情報が記載されているもの。
- ・ 第三者の著作権や商標権の権利を侵害するおそれのあるもの。
- ・ 既に公表されているもの（Webに掲載されたものも含む。）と同一または類似のもの。
- ・ 政治的・宗教的メッセージを含むもの。
- ・ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗そのほか法令の規定に反するもの。

4 審査・結果発表

塩竈シティプロモーションマーク選考委員会（有識者等で構成）等において審議を行い、最優秀作品を決定します。最優秀作品及び優秀作品は市公式ホームページ等で発表いたします。選出されなかった方には連絡いたしませんのでご了承ください。

(1)結果発表

- ・令和3年11月（予定）
- ・受賞作品の応募者の氏名等の公表については、ご本人と相談の上、対応いたします。

(2)表彰

- ・最優秀作品賞[採用候補作品]（1点） 賞金：20万円（源泉徴収税額を含む）
- ・優秀作品賞（2点） 賞金：3万円（源泉徴収税額を含む）
- ・佳作（2点） 賞金：1万円
- ・市民特別賞（2点） 賞金：1万円（源泉徴収税額を含む）

※採用作品に選ばれたロゴデザインは、塩竈シティプロモーションマークとして、行政、企業、団体、市民などに幅広く活用します。

5 注意事項

応募者は以下の各事項に承諾した上で、作品の応募をお願いいたします。採用作品の決定にあたっては、別途、市と契約を締結していただく必要があります。

(1)応募作品の知的財産権などについて

- ・応募者は、その応募作品が採用作品に決定した場合、当該作品に関する著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含みます。）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を市に無償で譲渡し、また当該作品に関する著作権人格権その他一切の人格権を市およびその指定する者等に対して行使しない旨ご了解いただきます。また、市またはその指定する者等により、商標・意匠の出願・登録が行われる

ことがあることをご了解いただきます。なお、当該作品の一切の権利は、市に帰属することをご了解いただきます。

・応募者には、その応募作品が当該応募者自らが創作したオリジナルの作品であって、すでに発表されているもの（Web上で掲載されたものも含みます。）と同一または類似でないこと、および、第三者の著作権、商標権、意匠権その他知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないこと、ならびに、それらの違反があった場合には、その一切の責任を負うとともに、市に一切の迷惑をかけないことを確約していただきます。

(2)個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報については、応募や選考に関する連絡その他審査事務に必要な範囲のみで使用し、それ以外には使用しません。ただし、最優秀作品・優秀作品の発表時には、採用者と相談の上、名前・住所（市町村名）を公表する予定です。

(3)応募作品の修正について

塩竈市の判断により、応募作品の制作者と協議の上、デザイン（書体を含みます。）の修正を行う場合があります。

(4)その他応募に関する注意事項

・応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いかねます。何らかの障害、事故などでデータファイルが開けない、郵便物が届かないなどの問題が発生した場合についても責任を負いかねます。

・応募作品を含む提出物は返却しません。なお、ご提供いただいた応募作品の管理万全の

注意を払いますが、天災その他の不慮の事故などに基づく破損、紛失などについては責任を負いかねますので、応募作品に係るデータなどのバックアップは各自で対応ください。

・採用作品は、塩竈市において必要に応じて一部修正・補作する必要があるほか、採用者のかたに修正をお願いする場合があります。また、応募作品の元データの提出を求める場合がありますので、審査の発表まで保管をお願いします。

・未成年者等のかたは、応募にあたり、親権者などの法定代理人の同意を得た上で応募ください。採用作品（または採用候補作品）の決定にあたっては、著作権などの権利譲渡や賞金授受などに関して改めて親権者などの法定代理人の同意が必要になります。

・応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供するなどの処分をし、または出願・登録手続きを行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。

・採用者に、法令、契約などに違反があった場合には、市が応募・受賞を取り消すとともに、賞金および市が受けた被害額の返還を請求する場合があります。

お問い合わせ先

塩竈市 市民総務部 秘書広報課 市政情報係

〒985-8501 宮城県塩竈市旭町 1 番 1 号

022-355-5728（直通）

E メール sisei@city.shiogama.miyagi.jp